

## 市・府民税の特別税額控除（定額減税）について

令和6年度分の市・府民税において定額減税が実施されることとなりました。概要は以下のとおりです。

### 【対象となる方】

前年の合計所得金額が1,805万円以下の市・府民税所得割の納税義務者

### 【減税額】

本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円

※1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。

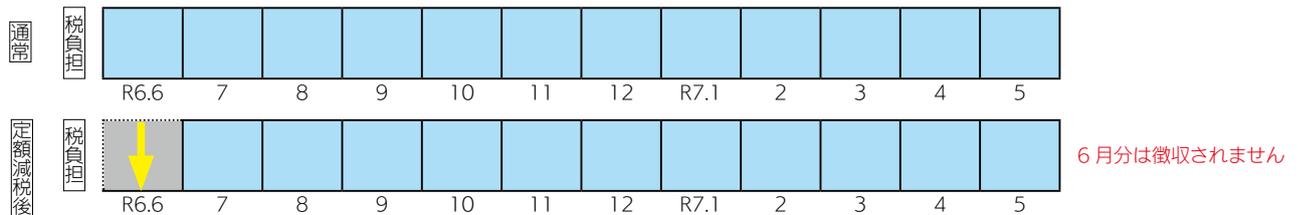
※2 同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。

※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の市・府民税において1万円の定額減税が行われます。

### 【徴収方法】

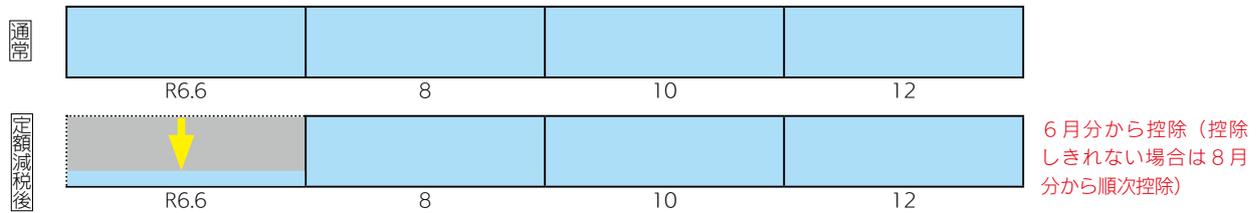
#### ① 給与所得に係る特別徴収（給与所得者の方）

令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均されます。



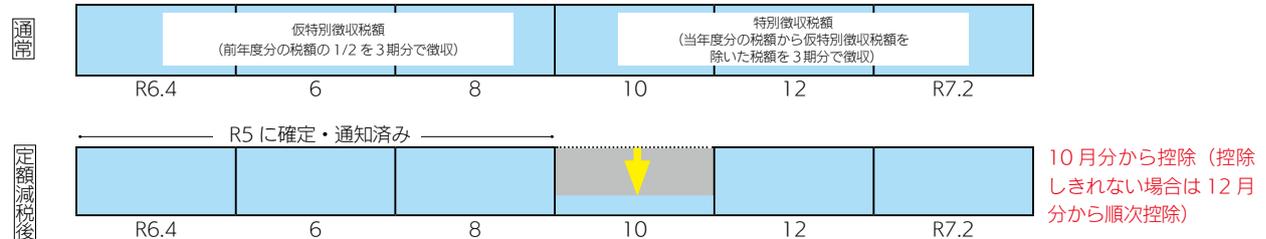
#### ② 普通徴収（事業所得者等の方）

定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除されます。



#### ③ 公的年金等に係る所得に係る特別徴収（年金所得者の方）

定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から順次控除されます。



### 【その他】

減税額については、納税通知書の課税明細面又は特別徴収税額通知書の摘要欄に記載があります。

定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。

【問合せ】税務課(内線 1520,1580)

## 低所得者への支援対策について（給付金）

### 【A】電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（受付終了）

### 【B】重点支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯）

### 【C】重点支援給付金（子ども加算）

【給付額】 1世帯あたり10万円

【申請期限】 令和6年6月10日(月)必着

【給付額】 子ども1人あたり5万円

【申請期限】 【A】の給付金（7万円）受給世帯…令和6年6月28日(金)必着

【B】の給付金（10万円）受給世帯…令和6年7月31日(日)必着



詳しくはこちら

対象者・申請方法等の詳細については、市ウェブサイトをご確認ください。  
※ABCの給付金は、所得税などの課税および差押の対象となりません。

#### 申請期限にご注意ください

郵送申請やオンライン申請は、郵送や口座登録などで時間を要す場合がありますので余裕をもってお手続きください。

令和6年度に新たに住民税均等割非課税となる世帯又は新たに住民税均等割のみ課税となる世帯への給付金（子ども加算含む）及び定額減税を補足する給付金（調整給付）については、7月号広報に掲載予定です。詳細については、7月号広報又は市ホームページをご確認ください。

【問合せ】 羽曳野市価格高騰重点支援給付金コールセンター ☎ 072-947-4140（平日 9:00～17:00）